

平成27年3月27日

以下に最新の日本物理学会領域12の若手奨励賞授賞規定および細則をまとめる。なお、日本物理学会の以下のホームページも参照されたい。

<http://www.jps.or.jp/activities/awards/wakate.html>

http://www.jps.or.jp/activities/awards/wakate_youkou.html

日本物理学会若手奨励賞授賞規定および細則（領域12）（第10回以降に適用）

日本物理学会若手奨励賞（領域12）授賞規定

1. 授賞の対象

1篇または複数編の論文で公表された研究業績。ただし、その研究内容（またはその一部）が、日本物理学会において当該領域で登壇者として口頭またはポスターで発表されていること。

2. 候補者資格

応募の時点で日本物理学会会員であること。

原則として受賞年の4月1日現在において40歳以下であること。

ただし、出産、育児休暇により研究を中断するなどの事情がある場合は、年齢制限を緩和することができる。

3. 審査の基準

公表された論文（掲載決定済みを含む）の評価を基本とする。物理学会における発表、他の学会、国際会議での発表内容などを総合的に判断し、優れた研究を行ったこと、研究者としての将来性が評価できることを確認する。また、当該業績について候補者が主要な役割を果たしていることを条件とする。

4. 応募と審査の方法

応募は自薦および推薦による。審査委員会は、候補者について必要な資料の提出を求め、審査する。提出書類は、申請書、履歴書、発表論文リスト、対象論文のコピー、学会発表の概要のコピー、推薦書（または自薦書）、その他必要と思われる書類。なお、過去に本賞受賞経歴がある者の再受賞は認めない。また、自薦の場合、同じ年度に複数の領域に応募することはできない。

5. 審査委員

審査委員会は、領域毎で選出され、学会の承認を受けた委員で構成する。分野のバランス等に配慮した委員構成とする。

日本物理学会若手奨励賞（領域12）授賞規定細則

1. 審査委員会

審査委員会は、授賞年度の領域副代表、領域代表、次期領域副代表および、領域副代表が委嘱する、各分野2名ずつ6名の委員の計9名で構成し、領域副代表が委員長となる。この委員氏名に関しては、その年度で任期を終了する委員について、次の年度の9月のインフォーマルミーティングにおいて報告するものとする。領域副代表が委嘱する審査員の任期は原則2年とし、任期後3年間は再任できないものとする。ただし、領域副代表が委嘱する各分野2名ずつ合計6名の委員は、適宜任期を調整して、可能な限り各分野2名の委員の任期が同期間に重ならないようにする。

この規定にかかわらず、3年以内に審査委員を経験した者または現に審査委員の任期中の者が次期領域副代表に選ばれた場合、この期間の合計3年までは審査委員を務め、それ以降は領域代表の任期が終わるまで、オブザーバーとして審査委員会に加わる。また、オブザーバーが出た場合、領域副代表は委嘱する委員を増やして、審査に加わる審査委員の人数を合計9名とする。さらに、領域副代表がオブザーバーとなった場合は、審査委員長は委員から互選する。

2. 公募方法

毎年度1回、締め切りの1ヶ月以上前に学会誌および学会ホームページに公募文を掲載する（年次大会の約半年前）。同時にメーリングリストなどを用いて領域12関係者に推薦、自薦を呼びかける。年次大会、分科会における座長などに推薦を促す。

3. 応募方法

応募は自薦および推薦による。下記の書類の電子ファイルを指定されたホームページにアップロードする。

- (1) 申請書（様式は4の通り）
- (2) 履歴書（生年月日（西暦）と受賞年の4月1日現在における年齢を明記すること）
- (3) 発表論文リスト（掲載決定済みのものを含む）
- (4) 対象論文のコピー（5年程度以内のものに限る）
- (5) 日本物理学会の当該領域における発表概要のコピー（登壇者または筆頭者でなければならない。発表年春秋を明記。5年程度以内のものに限る）
- (6) 自薦書または推薦書（2000字以内）
- (7) その他の参考書類（希望者のみ提出。論文を追加提出する場合は対象論文と合わせて3編以内）

なお、過去に本賞受賞経歴がある者の再受賞は認めない。また、自薦の場合、同じ年度に複数の領域に応募することはできない。

4. 申請書の様式：

以下の項目を記入する（自由様式）。

文書作成年月日

候補者氏名

候補者所属（勤務先，身分および所在地）

候補者連絡先（電話，FAX，電子メール）

候補者物理学学会会員番号

審査希望領域名（領域12とする）

受賞対象の研究題目

（推薦の場合は以下も追加する）

推薦者氏名

推薦者所属（勤務先，身分および所在地）

推薦者連絡先（電話，FAX，電子メール）

候補者との関係

5. 審査の手続き

年齢，年齢特例，会員資格など応募資格を満たさないものを除外し，提出論文，または学会発表記録が，過去に物理学学会若手奨励賞の対象（領域を問わず）となっていないことを確認，次に審査委員会において内容の審査を行う．最終候補者の選定は合議制を原則とするが，メールなどの投票によって決定することも可とする．審査委員は，候補者選定作業において査読者を委嘱し，参考意見を聴取することができる．審査委員と近い関係（共著者，師弟関係，同じ部門，親戚関係など）にある候補者の審査に加わることはできない（委員の自己申告制とする）．上限数以内の候補者を選定し，審査過程の報告を付して理事会に報告する．日本物理学学会による受賞者の正式な発表をもって，応募者，推薦者への審査結果の告知とする（ただし，受賞者に対しては審査委員長が結果を個別に連絡する）．

6. その他

本規定細則は，審査委員会の議を経て変更することができる．ただし，変更内容についてインフォーマルミーティングで報告すること．